

# 浜松市教育委員会会議次第

令和2年6月29日(月)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(渥美委員、黒柳委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【議決案件】

第33号議案 浜松市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (スポーツ振興課)

(2) 報 告

ア 浜松市文化財保存活用地域計画の策定について(中間報告) (文化財課)

イ 令和元年度学校給食費の未納状況について (健康安全課)

6 閉 会



第 3 3 号 議 案  
令和 2 年 6 月 2 9 日 提 出

浜松市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

浜松市スポーツ推進審議会委員を次のとおり委嘱する。

教育長 花 井 和 徳

浜松市スポーツ推進審議会委員（案）

選出区分	氏 名	備 考	新/再
学識経験者	太田 正義	常葉大学 教育学部 心理教育学科 准教授	再
学識経験者	高山 久仁江	浜松市スポーツ推進委員連絡協議会 女性部長	新
学識経験者	野田 恒夫	(一社) 浜松市医師会 理事	再
学識経験者	本間 秀太郎	(公財) 浜松市体育協会 参与	新
学識経験者	海老原 有希	元トップアスリート (やり投げ)	再
学識経験者	伊藤 裕子	メディカルフィットネスクラブ L E N 代表	再
学識経験者	柳本 佳奈子	浜松市立高等学校長	再
学識経験者	鈴木 清吾	浜松市中学校体育連盟 会長	再
学識経験者	尾田 聡弘	浜松市小学校体育連合 会長	再
学識経験者	油井 房代	前浜松市幼稚園長会 会長	再

任 期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで



(第33号議案の説明資料)

スポーツ振興課

浜松市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

(提案理由)

浜松市スポーツ推進審議会の現任委員が3月31日に任期を満了いたしましたので、4月1日より新たな委員を委嘱します。

(構成等)

委員は10名で、再任が8名、新任が2名です。男女比は5対5です。

構成員としては、幼稚園、小学校、中学校、高校の団体に体育協会、スポーツ推進委員、医師会、元トップアスリートや障がい者スポーツ団体の方々と市広にご意見をいただく体制としました。

任期は3年間です。

(根拠法令)

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

浜松市スポーツ推進審議会条例（改正 平成23年浜松市条例第47号）

(開催回数)

年間4回を予定。

(開催内容)

第2期浜松市スポーツ推進計画の進捗管理。

その他スポーツ推進施策に対する意見聴取。



## 浜松市文化財保存活用地域計画の策定について（中間報告）

市民部文化財課

## 1 計画の目的

本市の文化財の保存活用に関するマスタープラン及び今後 10 年間を目安としたアクションプランを策定することを目的とする。【別紙 1】

## 2 背景

文化財保護法の改正（平成 31 年 4 月）により、市町村が保存活用地域計画を作成し、国へ認定申請ができるようになった。計画認定後は補助金の交付が円滑になるなど、優遇措置が受けられる。

## 3 経緯

平成 30 年度～ 歴史的風致維持向上計画（土地政策課、文化財課）の策定作業開始  
文化財保存活用マスタープランの必要性が浮上  
令和元年度～ 計画策定に関する情報収集、基本方針の検討を開始  
文化庁と計画策定に関する事前協議を継続中

## 4 文化財保存活用の基本方針 【別紙 2】

〔調査研究〕 文化財の特徴や地域で育まれた意味を明確にし、新たな価値づけに努めるとともに、調査研究機能を充実させる。

〔保護修復〕 文化財の指定・登録・認定制度を活用し、バランスのとれた保護事業や保存修理事業を推進するとともに、防災・防犯の体制を整える。

〔公開活用〕 教育や観光、産業など、多様な分野で文化財を活用するための情報公開に取り組み、史跡整備などを通じて広く文化財に触れられる機会を提供する。

〔協働創造〕 個人や様々な組織と連携を図り、地域総がかりで文化財の継承を進めるとともに、市民や関連団体の活動を応援し、新たな文化創造を推奨する。

## 5 関連文化財群と文化財保存活用区域 【別紙 3】

個別の文化財をまとめ、歴史・文化のストーリー性を重視して活用するため、4つの「関連文化財群」を設定する。また、重要な文化財が集中する地域を中心に4つの「文化財保存活用区域」を設け、本市の歴史・文化を代表する地域として相応しい整備を進める。

## 6 今後の予定

令和 2 年度 文化財保存活用区域が所在する区の協議会における協議、所有者や関係団体への説明及びパブリックコメントを実施、文化庁との協議を経て年度末に計画策定  
令和 3 年度 国認定申請



## 令和元年度学校給食費の未納状況について

健康安全課

### 1 学校給食費の未納状況（令和2年3月31日現在）

（1）現年度分 （ ）は前年度

方式	収入すべき額(円)	収入済額(円)	未納件数	収入率(B/A)
	A	B	未納額(A-B)(円)	
自校方式	3,064,038,190	3,060,007,668	136件 (113件) 4,030,522 (3,262,339)	99.87% (99.90%)
センター方式	760,788,678	760,282,166	20件 (6件) 506,512 (289,865)	99.93% (99.96%)
合計	3,824,826,868	3,820,289,834	156件 (119件) 4,537,034 (3,552,204)	99.88% (99.91%)

（2）過年度分 （ ）は前年度

方式	収入すべき額(円)	収入済額(円)	未納件数	収入率(B/A)
	A	B	未納額(A-B)(円)	
自校方式	6,005,494	2,475,268	45件 (41件) 3,530,226 (3,116,108)	41.22% (38.47%)
センター方式	778,302	175,136	7件 (5件) 603,166 (436,113)	22.50% (35.47%)
合計	6,783,796	2,650,404	52件 (46件) 4,133,392 (3,552,221)	39.07% (38.12%)

### 2 令和元年度に教育委員会が対応した未納対応の状況（継続対応世帯を含む）

区分		未納対応額(円)	納付済額(円)	未納額(円)	件数
対応の総計		2,439,018	169,151	2,269,867	38件
内訳	完納	69,023	69,023	0	4件
	分割納付誓約	116,141	18,000	98,141	2件
	※不納欠損 (徴収停止)	589,226 (71,395)	0 (0)	589,226 (71,395)	9件 (2件)
	折衝中等	1,664,628	82,128	1,582,500	23件

※不納欠損の未納額・件数には、徴収停止の未納額・件数も含まれている。

### 3 今後の対応スケジュール

- 9月上旬      学校から給食費未納額調書の提出
- 10月          学校とのヒアリング
- 12月から     学校・教育委員会からの催告（電話・訪問等）
- 3月下旬      不納欠損（徴収困難案件）

